

川西市情報公開条例（抜粋）

平成4年3月31日

条例第8号

（情報公開審査会）

第18条 第15条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、川西市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の適正かつ円滑な運用の推進に関する重要な事項について調査審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号。以下「条例」という。)第18条第4項の規定に基づき、川西市情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び任期)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、情報公開制度について学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員の指定)

第4条 審査会は、審査会委員のうち、専門的知識を有する委員を専門委員と称し、条例第15条の規定により諮問された事案(次条において「審査請求に係る事案」という。)について迅速に処理するため必要があると認めるときは、専門委員を当該事案の担当として指定し、調査審理に当たらせることができる。

2 前項の規定による専門委員は、同項の規定による事務について、専門的に調査審理を行い、その結果を審査会に報告するものとする。

3 専門委員は、3人以内とする。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、審査請求に係る事案の処理に際して、前条の規定により指定を受けた専門委員が会長である場合においては、審査会の会議は、副会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部情報政策室において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

川西市個人情報保護条例

平成6年6月24日

条例第16号

(個人情報保護審査会)

第33条 第30条の規定による諮問に応じ審査請求についての調査審議等を行うため、審査会を置く。

- 2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 審査会は、第1項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市個人情報保護条例(平成6年川西市条例第16号。以下「条例」という。)第33条第3項の規定に基づき、川西市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び任期)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護制度について学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員の指定)

第4条 審査会は、審査会委員のうち、専門的知識を有する委員を専門委員と称し、条例第30条の規定により諮問された事案(次条において「審査請求に係る事案」という。)について迅速に処理するため必要があると認めるときは、専門委員を当該事案の担当として指定し、調査審理に当たらせることができる。

2 前項の規定による専門委員は、同項の規定による事務について、専門的に調査審理を行い、その結果を審査会に報告するものとする。

3 専門委員は、3人以内とする。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、審査請求に係る事案の処理に際して、前条の規定により指定を受けた専門委員が会長である場合においては、審査会の会議は、副会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部情報政策室において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

[報告事項]

公文書存否応答拒否決定について

1. 件数

公文書存否応答拒否決定を行ったもの・・・・・・・・・・ 1件

2. 内容

受付番号	請求内容	事由	受理日	決定日	交付日
第 38 号	(特定住所) 違法建築に関する。すべての資料及びリスト。	当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の建築物について建築基準法第9条に基づく是正指導等の有無が判明することとなり、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため	平成 29 年 1 月 5 日	平成 29 年 1 月 17 日	平成 29 年 1 月 20 日